

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第29号

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる」を「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。